

一般社団法人 日本セパタクロー協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本セパタクロー協会と称し、外国に対しては、JAPAN SEPAKTAKRAW FEDERATION と称する。

(目的)

第2条 当法人は、日本におけるセパタクローの統括団体として、その普及発展を図るとともに、会員の体力向上とスポーツ精神の涵養に資することを目的とする。

(事業)

第3条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 全日本選手権大会及びその他各種競技大会の主催
2. アジア競技大会、世界選手権大会その他の各種国際競技大会に派遣する日本代表選手団の役員、選手の選考と派遣
3. セパタクローの審判規定及び競技規則の研究と決定
4. 国際級及び全日本級選手の強化育成
5. セパタクローの知識・技能の講習会、審判講習会の実施と資格の認定付与
6. セパタクローの競技用器具機材の改良と規格の統一
7. セパタクローの普及振興のため広報展示、実技講習会等の実施と国際交流
8. その他当法人の目的達成に必要な事業

(事務所)

第4条 当法人は、主たる事務所を千葉県浦安市に置く。

(公告)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 当法人の会員は、次の三種とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し当法人の運営に携わるために入会した個人又は法人
- (2) 一般会員 当法人が開催する競技会に参加するために入会した者もしくは国際競技会へ選手派遣に協力できる者
- (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同して当法人を支援、賛助する個人又は法人

2 正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「一般法人法」という。）に規定する社員とする。

(入会)

第7条 正会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。一般会員として入会しようとする者は、その年度の競技会に参加するために選手登録を行わなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 前条の規定により当法人に入会する者は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、いつでも任意に退会することができる。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものとみなす。
- (1) 死亡したとき又は法人が解散したとき
 - (2) 会員が正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき
 - (3) 総正会員の同意があるとき

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、第19条第2項で定める社員総会の決議により、その会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款に違反したとき

(2) 当法人の名誉を棄損し、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 正会員を除名しようとする時は、当該社員総会の日から1週間前までに当該会員に通知し、かつ社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、正会員を除名したときは、除名した会員にその旨を通知しなければならない。

(抛出金品不返還)

第11条 会員がすでに納入した入会金、会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第12条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会の構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(社員総会の権限)

第14条 社員総会は、一般法人法に規定する事項及び当法人の定款に規定する事項に限り決議することができる。

(社員総会の開催)

第15条 定時社員総会は毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて随時開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 社員総会を招集しようとするときは、会長は、社員総会の開催の1週間前までに、正会員に対して、社員総会の目的である事項並びに日時及び場所、その他必要な事項を記載した文書により通知を発しなければならない。

3 社員総会に出席しない正会員が書面により議決権を行使することができることとするときは、前項の通知には、一般法人法第41条第1項に規

定する社員総会参考書類及び議決権行使書を添付しなければならない。

(議長)

第 17 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議決権)

第 18 条 正会員は、社員総会において各 1 個の議決権を有する。

(決議)

第 19 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる事項の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 定款の変更

(3) その他法令に規定する事項

(議決権の代理行使)

第 20 条 やむを得ない理由のため、社員総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。この場合において当該正会員は、社員総会に出席したものとみなす。

(書面による議決権行使)

第 21 条 社員総会に出席できない正会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、社員総会に出席できない正会員は、第 16 条第 3 項に規定する議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合において、当該議決権の数を第 19 条の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第 22 条 理事又は正会員が社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が提案された議案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上20名以内

監事 1名以上2名以内

- 2 理事のうち、1名を会長、若干名を副会長、1名を専務理事、若干名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

- 2 理事は、監事の選任に関する議案を社員総会に提出する場合には、監事の同意を得なければならない。
- 3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、それぞれ理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第26条 会長は、当法人を代表して、当法人の業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により会長の職務を代行し又はその職務を行う。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の決議に基づき、当法人の業務を総括、掌理する。
- 4 常務理事は、理事会の決議に基づき当法人の業務を分掌し処理する。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに

関する定時社員総会の終結のときまでとする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期については、それぞれ退任した理事又は監事の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事については、再任を妨げない。

(欠員)

第28条 理事又は監事に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

2 会長に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した会長は、新たに選任された会長が就任するまで、なお会長としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 役員に、職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき又は心身の故障のため職務の執行にたえられないと認められるときは、第19条第2項で定める社員総会の決議により当該役員を解任することができる。

(報酬等)

第30条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議により定める。

(損害賠償責任の免除)

第31条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第32条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第 33 条 理事会は、一般法人法及びこの定款に規定するもののほか、当法人の業務に関する重要事項（社員総会の決議を要する事項を除く。）を決議する。

(理事会の招集)

第 34 条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集しようとするときは、会長は、理事会の開催の 5 日前までに、各理事及び監事に対し、理事会の目的である事項並びに日時及び場所、その他必要な事項を記載した文書により通知を発しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的を示して専務理事に請求があったときは、会長は、理事会を招集しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、専務理事がこれに当たる。

(理事会の決議)

第 36 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、その決議に特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第 37 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が提案された議案につき書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りではない。

(職務執行状況の報告)

第 38 条 会長は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、一般法人法第 95 条第 3 項の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

2 理事会に出席した代表理事（代表理事に事故又は支障があるときは出席

理事) 及び監事は、前項の議事録に署名し又は記名押印しなければならない。

第6章 基金

(基金の拠出)

第 40 条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第 131 条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第 41 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議により決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 42 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しないものとする。

(基金の返還の手続)

第 43 条 基金の拠出者に対する返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第 141 条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第 44 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 45 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金の不配当)

第 46 条 当法人は、社員その他の者に対し、剰余金の配当をすることができない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 47 条 この定款を変更するときは、第 19 条第 2 項に規定する社員総会の決議をもって行わなければならない。

(解散)

第 48 条 当法人は、一般法人法第 148 条各号に規定する事由及び次に掲げる事由により解散する。

- (1) 第 19 条第 2 項に規定する社員総会による解散の決議があったとき
- (2) 合併（当該合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- (3) 破産手続開始の決定を受けたとき
- (4) 裁判所による解散命令又は解散を命じる裁判があったとき

(残余財産の帰属)

第 49 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 事務局及び職員

(事務局の設置等)

第 50 条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 当法人は、必要に応じて職員を置くことができる。
- 3 事務局長等の重要な職員は、理事会の承認を経て、会長が任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 職員に対しては、俸給その他の給与を支給することができる。

附 則

(最初の事業年度)

第 51 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の理事)

第 52 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 竹下俊一、加瀬建造（副会長）、本多洋実（副会長）、
野田哲由（専務理事）、三澤勝（常務理事）、相星初男、
安宅一行、牛尾衛、越田専太郎、長濱尚史、矢野順也、
吉澤剛幸、吉野壽郎

設立時代表理事 竹下俊一（会長）

設立時監事 田中誠 中島一郎

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 53 条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

竹下俊一 鹿児島

加瀬建造 東京都

本多洋実 神奈川県

野田哲由 東京都

三澤 勝 東京都

長濱尚史 東京都

矢野順也 埼玉県

(法令の準拠)

第 54 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、当法人の定款に相違ありません。

平成 27 年 3 月 21 日

一般社団法人 日本セパタクロー協会
代表理事 竹下 俊一